平成24年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針

について

平成25年2月15日現在

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

(1)事業名:麻溝台・新磯野地区整備推進事業

(2)事業所管局:都市建設局

2 評価の時期(予定)

(1)大規模事業評価委員会:3月(概要説明)

(2)自己評価調書作成:平成25年3月

(3)局内評価会議:平成25年4月

(4)市民意見聴取:平成25年4月~5月

(5)大規模事業評価委員会諮問:平成25年5月

(6)大規模事業評価委員会答申:平成25年7月

(7)対応方針の決定:平成25年7月(8)対応方針の公表:平成25年7月

3 評価の視点(案)

(1)事業の必要性	・公共が担う必要性はあるか
	・市が実施する必要性はあるか
(2)事業の妥当性	・整備手法は妥当か
	・事業規模は妥当か
	・整備箇所は妥当か
(3)事業の優先性	・事業着手時期は適切か
(4)事業の有効性	・事業の有用性が認められるか
	・課題解決のための有効な手段か
(5)事業の経済性・効率性	・コストの適切性
(6)環境・景観への配慮	・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がさ
	れているか
	・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影
	響を想定し、当該影響を低減するための工夫
	がされているか

大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

4 評価の方法

- (1)大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。
- (2) 大規模事業評価調書の作成及び局内評価を実施します。

- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (4)大規模事業評価実施要綱第8条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問 します。
- (5)大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

5 公表

- (1)公表の内容:大規模事業評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針
- (2)公表の方法:相模原市ホームページにて適時公表します。

以上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること 企画市民局 企画部 経営監理課

042 (769) 9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること 都市建設局 まちづくり事業部 拠点整備課

042 (769) 9254

kyoten2@city.sagamihara.kanagawa.jp